



2020年度個人所得税総合所得の確定申告に係る政策の公布

概要:

- 国家税務総局は2021年2月8日付で、「2020年度個人所得税総合所得の確定申告手続きに関する国家税務総局の公告」を制定・公布した。同公告は、2020年度個人所得税総合所得の確定申告に係る要件を明らかにした。

背景

国家税務総局は、納税者の合法的権益を保障し、納税者が2020年度の個人所得税総合所得の確定申告（以下「年度確定申告」）を滞りなく完了できるように、2019年度の確定申告に対する全面的な回顧を踏まえて、2021年2月8日付で「2020年度個人所得税総合所得の確定申告手続きに関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2021年第2号、以下「2号公告」）を制定・公布し、2020年度の確定申告に係る要件を明らかにした。

2号公告は全体的に「2019年度個人所得税総合所得の確定申告手続きに関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2019年第44号、以下「44号公告」）の基本的枠組み及び主旨を継承した上で（詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」2020年1月第2回及び2019年12月第39回参照）、税務関連手続きの更なる簡素化と最適化を図る新措置を導入している。

KPMGの所見

2号公告は、44号公告を基に、主に下記の内容について補足した。

➤ 企業による年度確定申告代行要件の更新

- 納税者が勤務先に年度確定申告の代行を依頼する場合、2021年4月30日までに勤務先と書面または電子方式などを通して確認しなければならない。
- 2020年度の確定申告代行の確認方法として新たに電子方式を追加した。すなわち、納税者は、電子メール、ショートメッセージ、WeChatなどを通じて確認でき、書面方式と同等の法的効力を有する。
- 納税者の合法的権益を保障するために、企業は納税者が代行を確認する前から年度確定申告を代行してはならない。

➤ 2020年度の税金還付の手続き

- 2020年度の税金還付を申請する納税者で、2019年度の税金追加納付を完了していない場合、または2019年度の確定申告に疑わしい点があると税務機関から通達を受けたものの、修正もしくは状況説明を拒否している場合、法規定に従い2020年度の税金還付の申請に先立ち、2019年度の確定申告に係る税金の追納、修正申告もしくは関連状況の説明を完了しなければならない。

➤ 「初回違反に処罰なし」制度の確立

- 納税者が年度確定申告を行う際、故意ではない事由により申告情報を誤って記入し、年度確定申告において税金の過大還付もしくは過少納付につながった場合、自発的に、または税務機関からの注意喚起を受けて適時に是正したのであれば、税務機関は「初回違反に処罰なし」の原則に基づき処罰しない。



2号公告は44号公告に比べて、税務関連手続きの更なる改善及び規範化を通じて、個人納税者の権益をより効果的に保障するものである。企業及び個人納税者は、2020年度の確定申告を行う際、下記の点に注意を払う必要がある。

1. **企業**は2019年度の確定申告の経験を活かして、2020年度の確定申告に係る内部管理プロセスの更なる改善を図る必要がある。
 - 従業員の年度確定申告義務に係る判断に対する支援
 - 従業員に対する2020年度の確定申告に関するトレーニング及びサポートの提供
 - 代行依頼に係る書面/電子書類テンプレートの作成
 - 2020年度の確定申告及び税金の還付・追納手続きの代行、審査に備えた確定申告関連書類の保管などに対する支援
2. 2号公告では、納税者の2019年度の申告状況を2020年度の税金還付申請と関連付けることを明確にした。**個人納税者**は、過年度の確定申告状況を念入りに見直し、将来の税務関連信用記録に影響を及ぼさないよう、法規定に従い誠実に2020年度の確定申告を行うことを提案する。

税務関連事項の複雑性及び専門性を考慮し、企業及び納税者には適正かつ適時に関連責任・義務を果たすために専門機関に援助を求めるよう提案する。KPMGは引き続き年度確定申告に関する政策を注視し、積極的に各地の税務機関と政策の動向及び実務事例を検討する。また、上述の内容に関して実務上でご不明な点がございましたら、何時でも下記までお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 空田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198